

石岡市と事業者等との
包括連携協定締結に関するガイドライン

石岡市 市長公室 政策企画課

本ガイドラインについて

社会・地域課題や市民ニーズが複雑多様化する中、行政の力だけで目指すまちの姿を実現することが困難になっています。行政・市民・民間企業・団体等の多様な主体があらゆる分野において、お互いの立場を理解し対等な関係で、それぞれの強みを活かしながら、連携・協力することが大切です。

本ガイドラインは、これらの連携・協力を推進していくための包括連携協定の考え方や協定の締結基準、運用方法などを整理することを目的としています。

■ ガイドラインにおける用語の定義

(1)事業者

事業活動及び公共活動を行う企業、法人その他の団体であって、国及び地方公共団体以外の団体

(2)協定事業者

市と包括連携協定を締結した(締結する予定含む)事業者

(3)連携事業

事業者が地域課題や行政課題の解決に向けて、市と協働で実施する事業

1. 包括連携協定について

包括連携協定とは、個別事業を実施するために締結する協定とは異なり、市の抱える多様な地域課題の解決や市民サービスの向上等に向けて相互協力するため、複数の分野において連携事業を継続的に推進していく協定です。

市は、各分野において専門的な知見やノウハウを有する事業者とお互いの立場を理解し、それぞれの強みを活かしながら連携して、各種課題に取り組んでいく必要があると考えています。

包括連携協定は、市及び協定事業者が相互の連携を強化し、地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的として締結するものです。

原則として、市の財政負担を抑えつつ、市と協定事業者がそれぞれの強みを発揮し、主にそれぞれが持つ人的資源や物的資源を活用して事業を実施します。

<包括連携協定と個別協定の区別>

種別	概要	個別事業の記載	所管	要件
①包括連携協定	多岐にわたる分野において包括的に相互協力した取組を行うための協定	なし (別途個別協定や契約等で定める)	政策企画課	本ガイドラインに記載
②個別協定 (特定事業)	具体的な事業を実施するために締結する協定	あり 市と事業者との具体的な役割分担や費用負担等を記載	担当課	担当課にて判断

2. 包括連携協定締結の要件

包括連携協定の締結にあたっては、事業者が以下のすべてを満たすことを要件とします。

- (1) 社会・地域課題の解決や市民サービスの向上を、市と共通目標として捉え、その目標に向けて、自らの資源を活用し、市と連携していく意欲があること。
- (2) 3以上の連携事業を実施(予定を含む)していること。
- (3) 以下のうち、3以上の分野に係る連携事業を実施(予定を含む)していること。
 - ① 情報発信に関すること
 - ② 歴史・観光に関すること
 - ③ 安全・安心に関すること
 - ④ 都市基盤・環境に関すること
 - ⑤ 健康・福祉に関すること
 - ⑥ 子育て・教育・学びに関すること
 - ⑦ 産業・経済に関すること
 - ⑧ 地域・文化に関すること
 - ⑨ 人口減少対策に関すること
 - ⑩ 人材育成に関すること
 - ⑪ デジタル化の推進に関すること
 - ⑫ 防災・減災に関すること
 - ⑬ その他、市民サービスの向上に関すること
- (4) 本ガイドラインに基づき、市と継続的に対話し、積極的に連携事業を実施できること。
- (5) 以下に該当するものでないこと。
 - ① 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体
 - ② 会社更生法及び民事再生法等による手続き中である団体
 - ③ 暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員が役員又は代表者として若しくは実質的に経営に関与している団体
 - ④ 役員等が暴力団体又は暴力団員に金銭的な援助を行っている団体
 - ⑤ 公租公課を滞納している団体
 - ⑥ 本市から一般競争入札の参加者資格を取り消されている団体
 - ⑦ 本市の指名停止基準による指名停止を受けている団体
 - ⑧ その他包括連携協定の対象としてふさわしくない団体

3. 包括連携協定締結の流れ

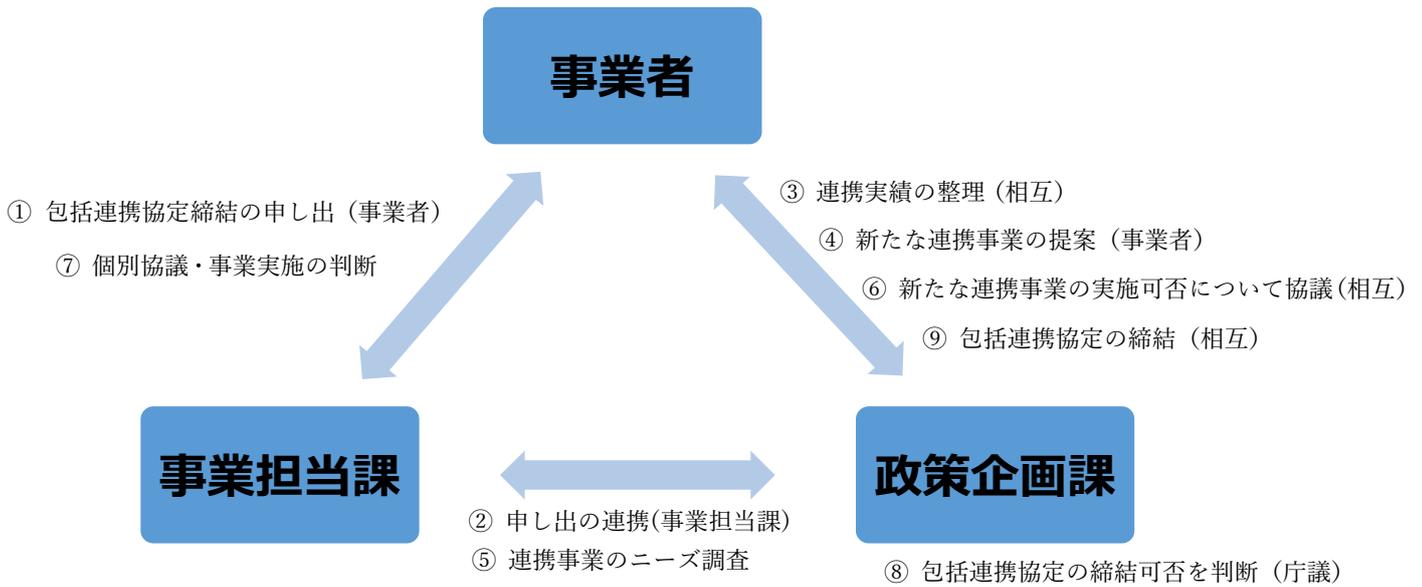


図1 協定締結の流れ

- ① 事業者が、包括連携協定締結の要件を確認した上で、市(事業担当課)に協定の締結について申し出ます。
※ 多様な分野において連携実績がある場合には市から申し出ることがあります。
- ② 事業担当者は、申し出があった旨を政策企画課へ連絡します。
- ③ 連携事業の実績を整理します。
- ④ 事業者から市(政策企画課)に対して、新たな連携事業の提案を行います。
- ⑤ 政策企画課から各担当課に対して、③の提案事業における市のニーズ及びその他連携を希望する事業の調査を行います。
- ⑥ ⑤の調査の結果を踏まえ、新たな連携事業の実施可否について協議を行います。
- ⑦ ⑥の協議の結果、実施可能性のある連携事業について、事業者と市(担当課)で個別に事業の詳細協議を行い、事業の実施可否を判断します。
- ⑧ 市(政策企画課)において、連携事業の実績及び予定を踏まえ、包括連携協定の締結の可否について庁議にて判断します。
- ⑨ 包括連携協定の締結が可能と判断された場合には、協定書の内容を協議した上で、協定を締結します。
※ 包括連携協定の締結に至らなかった場合にも、市の担当者と事業者で協議の上、必要に応じて個別協定を締結するなどして、連携事業を実施することは可能です。

4. 包括連携協定の有効期限

包括連携協定の有効期間は、締結の日から翌年3月31日まで、または1年間とし、期間満了日の1か月前までに申し出がない場合には、さらに1年間延長するものとします(以降も同様)。

5. 包括連携協定の解除

以下の条件に合致した場合、包括連携協定を解除することができるものとします。

- ① 2年以上連携実績がない、かつ将来的にも連携可能性が低いと判断した場合
- ② 包括連携協定締結の要件を満たさなくなった場合
- ③ 市と協定事業者の合意により解除する場合

6. 包括連携協定におけるヒアリング

市は、継続して連携事業を実施するため、協定事業者にヒアリングを実施します。

ヒアリングは年度毎に協定事業者ごとに個別で実施し、前年度の連携事業の振り返りや連携事業の検討を行います。

また、連携事業の実施にあたり、市や協定事業者間の連携や協力が必要となった場合には、別途、対話の機会を設けることがあります。

7. 包括連携協定に基づく事業の提案・実施

(1) 連携事業の提案窓口について

市・協定事業者それぞれに提案窓口となる担当者を設け、事業の提案については、原則として双方の窓口担当者を通じて行うこととします。

市の提案窓口については、市長公室 政策企画課とします。

(2) 提案から事業実施までの流れ

提案から事業実施までの基本的な流れは以下のとおりで、新たな連携事業の提案はヒアリングにおいて行うこととします。

なお、市担当課において新たな連携事業の希望がある場合には、随時政策企画課にて受け付け、協定事業者に提案します。また、協定事業者から新たな連携事業の提案がある場合にも、随時政策企画課にて受け付けます。

